議案第１６号　　平成３０年度宇陀市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）について

○提案説明

【事業勘定】

（１）一般被保険者療養給付費

本年度の療養給付費については、平成３０年７月診療分以降は急激な伸びを示しており、現在もその傾向は持続している。特に、平成３０年１１月診療分の一般被保険者に係る療養給付費においては、１ヶ月当たりの支払額としては直近３年間の中で最高額の２億１千３百万円の請求があり、インフルエンザ流行などの影響を考慮すると、１２月以降も引き続き高額な請求額が予想され、予算の不足が見込まれるため増額するものである。

（２）国民健康保険財政調整基金積立金

医療費の著しい変動等による財源不足や、必要やむを得ない理由による経費の財源を確保し、国民健康保険財政基盤の安定・強化を図るため国民健康保険財政調整基金への積立てを行うものである。

平成２９年度からの繰越金（１５０，９２５千円）のうち、国庫返還金等の財源（２３，３６２千円）となった部分の残りの額（１２７，５６３千円）を積み立てるものである。

（３）診療施設勘定繰出金

国民健康保険直営診療施設（東里・田口診療所）に対する国の調整交付金実績額確定に伴い、県の保険給付費等交付金を財源とする診療施設勘定への繰出金の減額を行うもの。

事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１６４，４１８千円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を４，２３５，７５０千円とする。

【診療施設勘定】

平成３０年度宇陀市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）は、国民健康保険直営診療所（東里・田口診療所）医師退職による人件費及び臨時職員の賃金に伴う減額によるものである。歳入歳出予算それぞれ１５，７００千円減額し、補正後の歳入歳出予算総額を１０６，５６６千円となるものである。